

河川整備計画(原案)に対して 頂いたご意見及び河川管理者の考え方

目次

	ページ
目次	
第11回流域委員会で頂いたご意見	1～4
関係住民から頂いたご意見	5～7
公聴会で頂いたご意見	8～11

第11回流域委員会で頂いたご意見
平成20年11月実施

頂いた方法	発言委員	分類	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	整備計画(案)記載箇所	備考(意見形式)	備考(位置)
流域委員会	小尻委員	治水	治水の整備内容について住民の合意は得られているのか。	住民懇談会において、東海(恵南)豪雨を対象に整備計画を立て、上矢作ダムは見送るが、河道改修と矢作ダムの有効利用で対応していく、という河川管理者の考え方を聞いていただいておりますが、これまで特に異論は出ておりません。	p2-2 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	会場発言	
流域委員会	真継委員	治水	最後の費用対効果は、流域委員会としてどう取り扱うのか。一般にこういう費用対効果分析で、効果の方を過大評価する傾向があるが、この調査は国土交通省の内部で計算されたものか。水源地の森林保全対策も費用対効果分析の対象になり得るのでは。	第12回流域委員会で再度説明致しますが、費用対効果はこれまでにお示ししていなかったため今回つけているもので、整備計画の中で見込んである治水整備によって浸水の被害が減る分を効果として見込んでいます。また、整備計画の中での整備は直轄管理区間に限定しているため、水源地の森林整備に係る費用と効果は今回見込んでおりません。	—	会場発言	
流域委員会	加藤委員代理	治水	岡崎市として、整備計画(原案)について、訂正はない。ただ、8月末豪雨で甚大な被害を受けた公共団体として矢作川の流下能力を確保していただきたいというのが最大のお願いである。	本支川・上下流バランスを考慮しながら河道掘削、樹木伐開等を行います。	P3-2 1 水位低下	会場発言	
流域委員会	藤田(裕)委員	治水	住民意見聴取について、直轄より上流で矢作ダムの下流の住民に、矢作ダムの放流施設増強について説明し、意見を聞くべきではないか。	豊田市内での2回の住民懇談会、及びホームページでの意見募集を実施し、ご意見を頂いたものと考えております。	—	意見書	
流域委員会	藤田(裕)委員	治水	東海(恵南)豪雨時に矢作ダムが無かったらどれほどの被害が出たか計算し、機会ある毎にダムの効果を詠っていったほうがよい。	ご意見を参考とさせて頂き、今後ともダムの治水効果の広報に努めます。	—	意見書	
流域委員会	小尻委員	治水 利水	地球温暖化の研究は100年スパンで検討されており、30年の計画である整備計画には明確にその影響が出てこない。整備計画ではモニタリング中心に絞った書き方がよいのではないか。	新しい課題では、将来的に発生が懸念される課題について記載しております。	p1-17 第6項 新しい課題	会場発言	
流域委員会	小尻委員	治水 利水	温暖化(新たな課題)の部分で、温暖化への取り組みがなされるかのように書かれているが、具体案が無い現状では軽く書いたほうが良い。たとえば、「ここでは、こうした地球温暖化への具体的な取り組みは行わず、モニタリングによる変動把握に努める」程度で良いと思う。こうした曖昧性を考慮することは、被害や需要量推定の再検討が必要になる。	地球温暖化に起因する気候変動等の課題につきましては、具体案については、検討中ではありますが、河川管理者に求められている課題であり、記載しております。今後は、モニタリングを継続し、学術的な知見を積み重ねて行きます。	p1-17 第6項 新しい課題	意見書	
流域委員会	小尻委員	治水 利水	委員の方から出ていた安心への対応のためにも安全率を明示する必要がある。すなわち、現状か目標の部分に「現状の安全率はかなり低く、目標でも、治水で30分の1、利水で10分の1である。これは他の河川と比較すると決して高い数値ではなく矢作川は安心できる河川とはいえない。そのため、より高い安全率を達成できる資本投資が必要である」などの文章が必要。数値を書くのをためらっておられるようですが、安心を求めている住民に対してのごまかしのように感じる。現状を明確にした方が理解しやすいのではないか。研究者としては、既往最大洪水もどの程度の確率になるのか示すべきと思う。	河川整備計画では、今後30年間の河川整備にあたって、過去に発生した主要な洪水と同規模の洪水を安全に流下させる事を目標として、整備計画に記載しております。なお、整備計画の目標としている東海(恵南)豪雨を流量確率で評価すると、50分の1程度の洪水となります。	p2-2 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	意見書	
流域委員会	新見委員	治水	矢作ダムと河道の改良だけで治水目的を果たすことは困難です。森林のはたすべき役割が明確にされていない。「緑のダム」効果を再検証するよう求める。 農地のはたすべき役割が明確にされていない。現状では矢作川本川の出水の際には農業用水路は取水を止める。流域の広大な農地は洪水流量のうちどれだけを分担して引き受けるべきか、明確にするよう求める。	「緑のダム」の効果については一定の水源涵養効果はあるものの、これにより洪水自体を防ぐことは難しいと考えております。また、出水時に農業用水路に水を流すことは、農業用水路から洪水がはん濫する危険があり、洪水流量を分担させることは考えておりません。農地が持つ保水力については洪水流量を算出する際に考慮しております。	—	意見書	
流域委員会	鈴木(公)委員	治水	表3.1.6堤防強化(築堤)に係る施工の場所 ・(左岸)豊田市室町(34.8k付近～35.8k付近)を追加	当該箇所につきましては、整備計画で対象とする規模の洪水が発生した場合、一部区間で計画高水位を超過しますが、人家に浸水被害が生じる恐れが無いことから、今回「危機管理対策により対応する」とこととします。なお、原案P3-1、第3章第1節第1項を「・・・水位低下対策や堤防強化対策、危機管理対策を実施する。」と修文致します。危機管理対策とは、警戒避難に係る監視機器等の設置、地元水防・消防組織との連携、住民の防災意識の向上の取り組み等が該当いたします。	p3-1 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	意見書	
流域委員会	光岡委員	利水	「利水安全度の向上」について目標に書くべきではないか。利水計画の内容について関係機関にはきちんと周知されているのか。	行政連絡会の中で考え方を説明しており、必要に応じて御意見も頂いておりますが、目標として書き込むべきだという御指摘は頂いておりません。	p2-4 第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	会場発言	

第11回流域委員会で頂いたご意見
平成20年11月実施

頂いた方法	発言委員	分類	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	整備計画(案)記載箇所	備考(意見形式)	備考(位置)
流域委員会	光岡委員	利水	原案P2-4の「正常な機能を維持するため必要な流量の一部を回復する」は、利水者で合理化した水が川全体としての正常流量の回復の一部の流量になると読み取れるが、利水者は合意しているのか。	水利用の合理化の推進、適正な水利権の許可という項目の「これにより水供給の安定性を向上する」の「安定性を向上」というのは、利水安全度の向上のことを示しております。「適正な利用に努め」の中に利水安全度も入っている、としております。	p2-4 (2) 関係機関と連携した水利用の合理化の推進、適正な水利権許認可	会場発言	
流域委員会	新見委員	利水	維持流量は岩津地点の7m3/sを公認されたが一番困っているのは、もっと上流の方ではないか。漁業団体を水利調整協議会の中に入れて協議できる仕組みをつくって欲しい。	流域一体化の取り組みに関する検討を行う際の参考とさせていただきます。	—	会場発言	
流域委員会	藤田(裕)委員	利水	原案P1-12利水安全度がどの程度確保されていないか書くべきではないか。「所定の利水安全度が確保できていない」など。	ご意見のとおり、「所定の」を追記します。	P1-12 第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	意見書	
流域委員会	光岡委員	利水	「…整備計画の目標を達成していくためにも…」を「…整備計画を達成し、整備基本方針の具体化に向け…」に改めるよう要望します。	河川整備計画は、河川整備基本方針で策定された将来計画に向けて段階的に達成する目標を定めたものです。ここで述べている「整備計画の目標を達成していくためにも」とは治水、利水、環境、総合土砂管理、維持管理等における諸課題について、河川管理者だけでは解決できない課題があり、整備計画で設定した目標を達成するためには流域圏一体となって取り組むことの必要性を述べているものです。河川整備計画の目標を達成することで河川整備基本方針の具体化につながると考えていますので、文章を修正する必要はないと考えております。	p2-1 第2章 河川整備計画の目標に関する事項	意見書	
流域委員会	駒田委員	環境	環境の変化を把握していくために何を基準にするかということ調査してほしい。	モニタリングの手法や内容については、今後の環境変化の状況に応じて検討します。	p3-9 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	会場発言	
流域委員会	水野委員	環境	河道内の樹木の種類について詳細に教えて欲しい。樹木伐開するにしても、移植が必要な樹木が無いか確認すること。	現況については、水辺の国勢調査などにより大まかな植生について把握しております。伐開樹木の移植の必要性等については改修を実施する際に調査・検討致します。	—	意見書	
流域委員会	藤田(裕)委員	環境	緩流環境と抜き出して書いてあるとイメージがわからない。「ワンド等の水域環境」としてはどうか。	パンフレット作成時などの参考とさせていただきます。	—	意見書	
流域委員会	新見委員	環境	生物生息環境は河川環境の中で大きな位置を占めます。特に両側性回遊魚(アユ、マス、ウナギ、カニ、エビ等)の復活が顕著になってきた矢作川水系においては、特別に大きな位置を占めていますが、その認識が原案には認められない。 河川環境の本体は、回遊魚(例えば天然アユ)を例にとれば、春の遡上と秋の降海がうまくいき、魚族の自然繁殖が可能かどうかとなる。 矢作川の特徴はダムが多いことで、遡上と降海、つまり生態系の連続性が随所で分断されていますが、原案では、それが「移動」の確保という非常にあいまいな国語的表現でかたづけられています。 生物学や土木工学で定義されている「生態系の連続性」の確保に改め、ダム運用基準も明確にするように、修正を求める。 矢作川本川には、①矢作ダム(国交省)、②矢作第2ダム(発電)、③笹戸ダム(発電)、④百月ダム(発電)、⑤阿摺ダム(発電)、⑥越戸ダム(発電)、⑦明治用水頭首工(農水)の7つのダムがある。このうち国交省直轄の矢作ダムと副ダムの存在の矢作第2ダムについては、遡上も降海もまったく不可能である。矢作川上流部の漁業は大きな被害を受けています。国交省がダム管理者として、将来的に生態系の連続性をどう回復するのか、河川整備計画で方針を明らかにするように求める。 笹戸～越戸の5つの発電ダムについては、遡上は可能だが、ダムからの降海は非常に困難です。現在、発電側と漁業側で解決策が協議されていますが、河川整備計画においても、生態系連続性確保の指針は示さなければならぬと考えます。 国交省直轄区間内にある明治用水頭首工は矢作川最下流に位置し、回遊魚の生存・繁殖では特別の位置を占めています。遡上は可能ですが、まだ降海は困難な状況です。生態系の連続性確保について、明確にダム運用	生態系の連続性とは、例えば鳥類はヨシ原を隠れ家とし、干潟で採餌する。その餌となる小魚などは、藻場で繁殖する。そうした生態系を物質や生物が行き来すること、水や栄養などが交換されることをあらわすものであり、ここでいただいたご意見は「水域の連続性」のことを指しておられると思います。また、ダムなどの河川横断工作物による水域の連続性の分断については、河川管理者だけでなく各施設管理者との協議が必要であり、流域圏一体化の取り組みの中で解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。	p3-9 第3項1の(2)動植物の生息地、生育地の保全・再生 p3-22 1 流域圏住民・関係者の連携強化	意見書	
流域委員会	新見委員	総合土砂管理	総合的な土砂管理の目標にある「総合的な土砂管理に際しては、「森・川・海」といった水・物質循環に配慮し、流域一体となって生物多様性の維持に努める」は何を言いたいのか。	ご指摘を踏まえて、本文を「総合土砂管理に際しては、「森・川・海」といった一連の水・物質循環及び生物の生息環境に配慮する。」と修正します。	p2-4 第4項 総合的な土砂管理に関する目標	会場発言	

第11回流域委員会で頂いたご意見
平成20年11月実施

頂いた方法	発言委員	分類	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	整備計画(案)記載箇所	備考(意見形式)	備考(位置)
流域委員会	新見委員	総合土砂管理	矢作川の土砂は既に堆積傾向に入っているのではないかと。	測量結果から全体として河床上昇傾向はありませんが、局所的な堆積はありと考えます。	—		
流域委員会	新見委員	総合土砂管理	矢作川上流は花崗岩の風化土で山崩れが多いという認識を持っているか。	原案P1-15の第4項を「・・・地表の花崗岩はマサ化し崩壊しやすい特徴を有しており、山腹崩壊等による流出土砂が多い。このため、矢作ダムの貯水池で・・・」と修正します。	p1-15 第4項 土砂管理の現状と課題	会場発言	
流域委員会	寺本委員	総合土砂管理	総合土砂管理の目標は非常に理想的なことが書いてあるが、モニタリングによって臨機応変に対応していく、理想を求めつつ実験的に取り組むんだという姿勢が必要。	総合土砂管理については、学識者の知見を踏まえ、情報の共有やモニタリングを実施していくことを記述しております。	p3-12 第4項 総合的な土砂管理に関する事項	会場発言	
流域委員会	松尾委員	総合土砂管理	原案P2-4「総合的な土砂管理に際しては、「森・川・海」といった水・物質循環に配慮し、流域一体となって生物多様性の維持に努める」はやはり分かりにくい。生物への影響が大きいため、生物の生育・生息環境に十分配慮する、ということを書くべきである。	ご指摘を踏まえて、本文を「総合土砂管理に際しては、「森・川・海」といった一連の水・物質循環及び生物の生息環境に配慮する。」と修正します。	p2-4 第4項 総合的な土砂管理に関する目標	会場発言	
流域委員会	藤田(裕)委員	総合土砂管理	総合土砂管理について、支川からの土砂供給量を把握すること。土砂の粒径にも配慮して適切に管理して欲しい。	総合的な土砂管理の観点から、支川からの土砂供給量についても把握に努めます。詳細については検討中ですので、ご意見は参考にさせていただきます。	—	意見書	
流域委員会	新見委員	総合土砂管理	矢作ダム建設以来、小洪水がほとんど起きなくなり、矢作川全体が「人工水路」の様相となって、様々な河床異常が日常的になりました。「人工河川」の河床異常は土木事業による人工的手法でしか解決できないように思われる。特に直轄区間内の豊田中心市街地の矢作川においては、河床異常が極端に進行して、コカナダモ(水草)が大繁殖して漁場を破壊しています。人の見た目にも異常な事態です。人工河川の様相を呈してきたダム群下流の矢作川の河床管理方針を整備計画の中で明確にするよう求める。	矢作川の土砂生産域、ダム領域、河川領域、海岸領域における流砂系の健全化を図るため、関係機関等と調整・連携を図って総合的な土砂管理を推進します。土砂管理の推進にあたっては、必要に応じて学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつモニタリングを実施します。	p3-12 第4項 総合的な土砂管理に関する事項	意見書	
流域委員会	片桐委員	流域圏	水源地と下流の「心の交流」ができるものを整備計画の中には入れられないか。調和のとれた流域圏の実現のところを説明する図を、資料3-2の22ページの「人と河川との豊かなふれあいの増進」の絵を上流と下流の縦型にして流れをつくる形のイメージがあれば、自然と「運命共同体」という意識が住民に起きる計画になるのではないかと。	「調和のとれた矢作川流域圏の実現に向けた取り組み」の中で、流域圏住民の啓発活動に協力すると記述しています。また、流域圏一体化の取り組みを進めるにあたっては、「心の交流」も考慮していければと思います。	p3-22 2 流域圏住民の啓発活動	会場発言	
流域委員会	青山委員	流域圏	資料3-2の7ページの「上流域は森林荒廃が激しく、森林保全に苦慮している」という課題に対して具体的な対策はないのか。	森林保護の具体的な施策まで言及するのは難しいと考えています。流域圏懇談会という、関係機関や地域住民が集まって議論し、解決策を検討して、よい方向に向かって前進していくような場を提供できればと考えております。	p3-22 1 流域圏住民・関係者の連携強化	会場発言	
流域委員会	四俵委員	流域圏	森林整備について、精神論だけでなく、お金(予算)をどこから出せるという検討を始めるとか、具体的な動きがないと現実味がないのではないかと。	森林保護の具体的な施策まで言及するのは難しいと考えています。河川管理者だけでは解決できない課題に対して流域一体となって取り組むために、河川管理者が中心となり矢作川流域圏に関する各組織のネットワーク化を図り連携を強化していきます。	p3-22 1 流域圏住民・関係者の連携強化	会場発言	
流域委員会	鈴木(峰)委員	流域圏	「調和のとれた矢作川流域圏」は、国交省として最大限の表現をしていただいたが、「流域圏懇談会をつくる必要性がある」と表現を強めていただきたい。	「流域圏懇談会(仮称)」については、具体的な枠組みや取り組み内容について、今後検討して参ります。	p3-22 1 流域圏住民・関係者の連携強化	会場発言	
流域委員会	新見委員	流域圏	「生物の移動性の確保」とあるが、県、森林、農地の方と積極的に協議をしなければ、生態系の連続性は実現できないのではないかと。今の段階から話し合わなければ実施していく段階で計画が頓挫してしまうのではないかと。	河川管理者だけでは解決できない課題に対して流域一体となって取り組むために、河川管理者が中心となり矢作川流域圏に関する各組織のネットワーク化を図り、計画から実施の段階まで連携して進めていきます。	p3-22 1 流域圏住民・関係者の連携強化	会場発言	
流域委員会	寺本委員	流域圏	流域圏について、協議をリードしていく立場で国の方針や、どのようにバックアップしていくのかお聞きしたい。同じ三河湾に注ぐ豊川でも懇談会を設置するような話があったが、得られた教訓があるのではないかと。	豊川では整備計画策定後、流域圏の課題について解決するための委員会を作り流域圏の取り組みを行っており、矢作川でも同じように進めたいと考えています。整備計画に明記する事項は河川管理者が主体性を持って対応していきたいと考えています。	p3-22 1 流域圏住民・関係者の連携強化	会場発言	
流域委員会	裕委員	流域圏	原案P3-22ページの「流域圏一体化の取り組みに関する事項」が絵にかいたもちのよう。ここに河川管理者として、これから流域懇談会をリードしていく姿勢があるということを明記すれば、足りないところを補っていく。	「流域圏一体化の取り組みに関する事項」については、河川管理者が中心となって進めていくことを明記しており、主体性を持って対応していきたいと考えています。	p3-22 1 流域圏住民・関係者の連携強化	会場発言	

第11回流域委員会で頂いたご意見
平成20年11月実施

頂いた方法	発言委員	分類	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	整備計画(案)記載箇所	備考(意見形式)	備考(位置)
流域委員会	新見委員	流域圏	国交省だけで矢作川水系全体の河川整備計画を作ろうとしたことに無理があり、そのことが治水、環境面の整備計画を実効性の薄いものになっている。特に環境対策はダムの多い矢作川の課題から離れた内容になっている。このような欠陥を補うため「流域圏」の考えを持ち出しましたが、これはつじつま合わせにすぎない内容であり、計画を実行に移す段階で改めて困難に直面するよう思われる。計画課題の先送りにすぎない。 国交省、3県、森林管理者、農地管理者で河川整備計画原案づくりの「協議体」を設立し、原案づくりを仕切り直すよう求める。	河川整備計画は、河川法に基づき河川管理者が策定するものであることについてご理解下さい。 しかしながら、河川管理者だけでは解決できない課題があることを認識した上で、それらの課題に対して流域一体となって取り組むために、河川管理者が中心となり矢作川流域圏に關係する各組織のネットワーク化を図り、計画から実施の段階まで連携して進めていきます。 また、ご意見の中の「協議体の設立」については、整備計画策定後、「流域圏懇談会(仮称)」等の検討の中で考えていくべき問題と考えております。	p3-22 1 流域圏住民・関係者の連携強化	意見書	

関係住民から頂いたご意見

平成20年11月～12月実施

頂いた方法	発言者住所	分類	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	整備計画(案)記載箇所	備考(意見形式)	備考
メール	岐阜県	治水	上矢作ダムについては「矢作川水系河川整備基本方針」で定めた長期的な目標に向けて、流域内の洪水調節施設の1つとして検討する。」と記述願いたい。	上矢作ダムにつきましては、今回の整備計画(今後30年間の計画)におきましては見送ることとしております。なお、整備計画の目標につきましては、第2章河川整備計画の目標に関する事項に、「治水面・利水面の目標設定にあたっては、「矢作川水系河川整備基本方針」に示された将来計画に向け、段階的に安全度を向上する計画目標を設定する」と記載しております。	P2-1 第2章 河川整備計画の目標に関する事項	意見書	
FAX	恵那市	治水	上流域の松本川で、近年河床が狭く、深くなり、河川敷が広がってヨシ・アシ類の生育場となっている。高齢化の中、住民で刈り集め、清掃することが負担となっている。何とか、川の流れを広げて、刈り場を少なくし、流れの穏やかさを取り戻したいと思う。また、ホテルの飛ぶ流れに戻りつつあるので、そんな環境作りも考慮した方法を説明して欲しい。	上流域の問題については、河川管理者に申し伝えるとともに、今後、流域圏としての取り組みを検討していきます。	—	意見書	
FAX	岡崎市	治水	一級河川相見川(額田郡幸田町大字高力字高崎)で8月豪雨で表土が流され、下流ではコンクリートブロックが崩壊している。非常に危険であり、こういった河川にも目を向けて欲しい。	県管理区間となっておりますので、管理者に申し伝えます。	—		
ハガキ	豊田市	利水	安定的な利水が行われるように水の確保のお願い 近年、集中豪雨によってダムに堆砂が多く見られ、ダムの利用率が低下、水道用水、工業用水、農業用水と多目的に利用しており、又、近年、降雨量も少ない状況の中であるので、是非ダムが当初の目的水量に達する様努力して下さい。	ダムの堆砂については、計画的に堆積土砂を掘削、浚渫するとともに、土砂バイパス施設による恒久的な堆砂対策を実施し、貯水池容量の確保に努めます。	p3-12 2 ダム領域での取り組み		
ハガキ	西尾市	利水	渇水時の河川維持流量が極端に不足している。既得水利権を持つ土地改良区が、農地面積の減少にもかかわらず、水量を減少させないのは問題ではないか。ぜひ、可能なかぎり、河川の維持流量の増加を進めていただきたい。	関係機関と連携し、水利用の合理化の推進と適正な水利権許認可に努めます。	p3-8 (2) 関係機関と連携した水利用の合理化の推進、適正な水利権許認可		
FAX	岐阜市	利水	①矢作古川の水利流量について、愛知県の流域委員会並びに豊橋河川で許可している水利権量が8.6トンあることを指摘しましたその回答は愛知県と調整しますと回答されましたが、記載は河川管理者の愛知県が決めることなので、愛知県が考えることだと責任放棄されています。古川の水利量の水源は矢作川であることを申し、話しましたが国にとって自分に都合良い記載になっています。何故変わったのですか。 ②古川分派水量について、本川の砂利採取を河川管理者が許可して川底を低下させその結果古川に入らなくなっていることを指摘しました、その時の回答として下流の堰高と同じ高さに分派地点に床固めブロックを設置したと回答され、川底を低下させたことを認められましたが、記載は現況の自然分派によるもので従前と変わらないと記載されています。馬鹿な話ないでしょう、下流の堰の高さを上流に持って行けばどれだけ川底は下がりますか、技術者でしょ、恥ではありませんか、住民の無知を試されているのですか、まじめに回答・記載して下さい。住民を馬鹿にしていますよ。古川に水利流量を流せる施設を作して下さい。櫛田川の祓川分水堰を参考に古川に水を流して下さい。今の本川は新参者です、元本川の歴史を十分に尊重し、水利流量を確保後本川に流して下さい。そういう分派堰の建設をお願いいたします。	①調整すると回答いたしましたのは責任放棄しているわけではございません。また、矢作古川の水源は、矢作川だけでなく、矢作古川流域全体として考えている点は河川管理者として従来より変わっておりません。 ②分派施設は、矢作古川の正常流量を見据えて、施設計画を立案して行く予定です。本川の開削は、放水路としてではなく、新川として江戸時代に完工したことにより、矢作古川は、矢作川の派川として管理されてきた歴史的な経過があることから、現時点で、矢作古川に本川より優先的に正常流量を確保することは困難だと考えております。	—	意見書	
公聴会会場	岡崎	利水	・利水に関する課題、環境に関する課題については、かなりの利害者がいるためにちゃんといろいろな立場の人を含めて意見を取り入れながら行っていただきたい。 ・利水についても渇水が頻繁に発生しているところにさらに合理化というのは無理があると思う。	取水制限流量による制約がない既得用水について、農業用水、水道用水等における取水の実態、用水の多面的機能、地理的・構造的条件等に配慮しながら、給水人口、受益面積、営農形態等の変化を踏まえて水需要を精査確認し、水利権の適正な見直しを行う等、水利秩序に配慮しつつ、関係機関と調整・協議し、水利用の合理化を進めます。	p3-8 (2) 水利用の合理化	意見書	

関係住民から頂いたご意見

平成20年11月～12月実施

頂いた方法	発言者住所	分類	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	整備計画(案)記載箇所	備考(意見形式)	備考
FAX	豊橋市	環境	①矢作川に数多くある河川横断構造物に堆積した土砂を三河湾まで流下させて活用することに大賛成。一日も早い着工を希望する。 ②ダムに頼らない治水対策として挙げられていた、河川の河道断面積を増やす工法も大賛成です。必要なところに速やかに予算が付き、適宜実施されることを希望する。 ③矢作川最下流にある堰(実質的な河口堰)を撤去すれば、矢作川の水環境も、三河湾の水環境も劇的に好転すると考えている。早期の着工を望む。	①総合的な土砂管理の観点から、矢作川の土砂生産域、ダム領域、河川領域、海岸領域における流砂系の健全化を図るため、関係機関と調整・連携を図って総合的な土砂管理を推進します。土砂管理の推進にあたり、必要に応じて学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関等の情報の共有をはかりつつモニタリングを実施します。 ②本支川バランス・上下流バランスを考慮しながら河道掘削・樹木伐開を実施していきます。 ③矢作川最下流にある堰については、何を示しているのか必ずしも明らかではありませんが、古川分派施設については、環境にも配慮した構造となるよう検討していきます。	p3-12 第4項 総合的な土砂管理に関する事項		
FAX	豊田市	環境	整備計画の原案に哺乳類の保護については記述がほとんどありませんでした。 実は、ダムの隧道はコウモリのコロニーとして最適な条件を備えています。そのため現在ほとんどの隧道でコウモリが越冬ないしは生活場所として利用しています。 コウモリは町で見かけるイエコウモリ以外はほとんどが絶滅危惧種か希少動物に指定されています。 以上のような現状を理解いただき、整備計画には希少動物の保護、特にコウモリの保護についても配慮いただくようぜひお願いしたい。	河川環境の目標は、「河川環境の整備と保全に関する目標は、砂州が卓越する河川の中で、白い砂州、樹林、河口部のヨシ原、干潟等による多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生、水質の改善、及び流域の人々に親まれる川づくりを行うこととする。」とております。 ご意見については、参考にさせていただきます。	p3-1 第3章 河川の整備の実施に関する事項		
FAX	岐阜市	環境	川文化・地域の歴史・川と住民との関わりについて、矢作川の本川は、元々は古川と認められているにも関わらず、古川にある川文化の保全をされないのですか、西尾市の教育委員会発行の地域の民話にも出てくる竜宮神社の祭事、淵の保全またハツ面の謎かけ松などいろいろあり地域住民が何百年と守ってきた川文化があります。また河道の変遷も決して現在の河道でなく安藤川や広田川に流れまた下流では輪中堤を作り洪水から守る工夫がされてきているのがこの地域の歴史です、この洪水との戦い、水飢饉・渇水との戦いが地域の歴史です。国が管理している分派後の本川は新河川で歴史は浅いことは承知されているのに何故、県管理区間の古川の住民が要請している意見に耳を貸して頂けないのですか、国の管理区間さえよければ、国の整備計画が出来ればよいと我田引水の計画を進めようとしておられるのですか、川はあなた達のものでなく、国民・住民の委託を受けた国土交通省が河川の管理・整備されるもので、国がかってし放題にするものではないはずで、住民の声を聞く耳をお持ちでないのですか。再度お考え下さい。	早期に、矢作古川に正常流量を確保してほしいとのことですが、本川の河川管理者としては、本川及び矢作古川の確保に向け、流域全体の取組として、水利用の合理化をお願いして行くことを整備計画原案に記載しておりますので、ご理解をお願いします。	—	意見書	
公聴会会場	岡崎	環境	・公述の中で動植物、生態系、自然環境というキーワードがたくさん述べられていたが、河川は国民(納税者)のものであり動植物の物ではないと思います。強い意見、大きな声だけを聞くのではなく、国民の生活環境向上を一番に考え、その上で動植物などの対策を考えて下さい。 ・森林についても同様ですが、人工林、紅葉樹林について語るだけでなく、実際に自分で山を見て感じてほしいと思います。 森林の管理に対する税投入拡大も大切では？	・河川の整備に際しては治水を優先し、河川環境の保全については、治水に配慮しつつ良好な自然環境の保全・再生に努めていきます。 ・森林保護の具体的な施策まで言及することは難しいですが、流域圏懇談会(仮称)などにより、関係機関や地域住民が議論し、解決策を検討して、よりよい方向に向かって前進していくような場を提供できればと考えております。	p2-4 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項 p3-22 1 流域圏住民・関係者の連携強化	意見書	
公聴会会場	岡崎	環境	・環境で地球温暖化を上げているが、河川でなくても、その流域ごとの水辺空間が減っているので、温暖化もしくは洪水が増えていると思う。水辺空間を増やすためには、そちらの方でも水が必要であるので、そういう事も含めて考えていただきたい。	河川空間の利活用を推進するため、河川本来の自然環境の保全・創出や周辺地域の環境との調和を図りつつ、「かわまちづくり」に資する拠点の整備を実施します。	P3-11 3 人と河川との豊かなふれあいの増進		
公聴会会場	岡崎	総合土砂管理	矢作ダムの堆砂土砂の早期撤去をして欲しい。できれば三河湾へ運んで欲しい。	土砂管理については、ダム領域、河川領域、海岸領域において、関係機関等と調整・連携を図って総合的な土砂管理を推進します。	p3-12 2 ダム領域での取り組み	意見書	
FAX	岐阜市	流域圏	流域委員会で上下流一体の整備計画を進めることについて、矢作川だけ特別条項として流域一体の計画を進めることに委員の皆様から提案があり一地方だけの計画でなく全体の計画とするように提案され進めることになっていませんか、委員会の意向に沿っておられるとお思いでしょうか疑問です。	地方レベルの計画ではありますが、上部機関も状況は掌握しており、今後、必要に応じて論議されるものと考えております。	—	意見書	

関係住民から頂いたご意見

平成20年11月～12月実施

頂いた方法	発言者住所	分類	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	整備計画(案)記載箇所	備考(意見形式)	備考
公聴会会場	岡崎	流域圏	・矢作川の歴史をよく考えて下さい。なぜ矢作川という河川名ですか？矢作川の水を使っていた人たちが、矢作川を守ってきたのではないですか？上・下流だけでなく、中流を含め河川整備だけでなく、流域の都市化に伴い、洪水の可能性は高くなる。流域を含めた治水計画、指導をしなくては矢作川本川の整備をしても、また計画の見直しをしなくてはならないのではと思う。 総合的な整備計画を矢作川という線ではなく、流域という面で考えていただきたい。 土砂の必要性について、大変参考になりました。	河川管理者だけでは解決できない課題に対して流域一体となって取り組むために、河川管理者が中心となり矢作川流域圏に關係する各組織のネットワーク化を図り、計画から実施の段階まで連携して進めていきます。	p3-22 1 流域圏住民・関係者の連携強化	意見書	
公聴会会場	岡崎	流域圏	上流域についても多く考えて下さい。	河川管理者だけでは解決できない課題に対して流域一体となって取り組むために、河川管理者が中心となり矢作川流域圏に關係する各組織のネットワーク化を図り、計画から実施の段階まで連携して進めていきます。	p3-22 1 流域圏住民・関係者の連携強化	意見書	
FAX	岐阜市	その他	事務所ホームページの意見に対する河川管理者の考え方について地域懇談会の会場で回答された内容がホームページに記載されていない理由をホームページに掲載してください。	住民懇談会で頂いた意見及び河川管理者の考え方は、ホームページに掲載しております。	—	意見書	
FAX	岐阜市	その他	意見の反映について、今回の住民懇談会等によりいろいろと出された意見で整備計画に反映した事項について明らかにして頂きたくお願いします。	事務所ホームページにて、頂いた意見と整備計画原案との記載箇所との関係を明示しております。	—	意見書	

公聴会で頂いたご意見

平成20年12月実施

頂いた方法	発言者	分類	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	整備計画(案)記載箇所	備考(意見形式)	備考
公聴会	公述人2番	治水	台風のと看、水かさが増えれば河川内の畑は水没します。堤防が切れるのではないかと危険を感じたこともございます。その意味で住民としては矢作古川分派堰の早急な着工を強く希望します。	古川分派施設については、分派地点より下流本川の河道整備が完了した段階で建設するものとしております。	P3-3 (3) 古川分派施設の建設		
公聴会	公述人5番	治水	行政も縦割りの仕事をしないで、広く物事を考えていただきたいと思ひます。一貫した考え方をしていかなければいけないと思ひております。 治水のための河道整備に当たりましては、極力、現存する樹木を残すこと、掘削で除去された樹木は河道への移植をぜひお願いしたいと思ひます。豊田市街の鵜の首がありますが、鵜の首の改修に当たっては、斜面の樹木の多くが伐採されます。生態系や景観に大きな支障が出ると考えられます。この箇所の修復の様子は近くなものですから市民が逐一見ます。この計画の信憑性の判断に大きく左右されるものだと思ひております。鵜の首の改修が生態系と景観の自然環境を十分に配慮されたものにしていただきたいと願ひております。 鵜の首の少し下流には従来から明治用水がありますし、排水路がいっぱいあります。これらの地区が排水路にならないように、ぜひお願いしたいと思ひます。	治水上支障のある樹木については、改修実施時に移植の必要性などの調査を行い、適切な対応を行います。鵜の首狭窄部については開削による景観への影響を最小限に抑えるよう対策を行います。維持管理については河川管理者だけでなく、流域圏一体となって取り組む必要があると考えています。	—		
公聴会	公述人1番	利水	矢作川の河川整備計画に対してですが、水利用の合理化を受益面積の減少、営農実態の変化を踏まえ、見直しを適正に行うとありますが、私どもの水権利が一部削られ、ほかに転用されるのではないかと不安でなりません。なぜなら、私どもは多大な費用や労力を費やし、受益面積にあった水権の更新申請をしたにもかかわらず、2年以上経過しましたが、いまだに回答がありません。	水権の適正化を図ることにより、結果として、河川環境に必要な維持流量の一部が回復されるものであり、維持流量を回復を目的とした水権の削減は想定していません。尚、水権の更新申請については、適宜審査を進めており、これまでも必要に応じて調整を図っているところであることから、真摯に対応しているものと理解してあります。	P3-8 (2) 水利用の合理化		
公聴会	公述人1番	利水	矢作ダム完成以降、今年度まで37年間で19年、取水制限を行っております。このため、利水者の負担は大きく、利水安全度向上のための検討を行うべきであるのに、新規水源開発を見送ったことを合理化という言葉により現況の水権を減じられるのは困るわけであり、矢作ダムにおける試行中の弾力的運用により維持流量の一部を回復するとありますが、この運用は洪水調節容量に貯留する方法であります。これができるのであれば、ダムの貯水位を上げることができるといふことであり、検討していただきたいと思ひます。この維持流量は、河川環境を維持するためと思ひますが、線的な環境を守るため農業用水に不足が生じることになれば、流域住民が生活している広い区域の環境悪化が懸念されます。例えば、耕作放棄地が多くなるとか、地下水が少なくなり小川の水がなくなるとか、夏の気温が上がるなど、住みにくい環境になると思ひます。	矢作ダムの弾力運用は、水利調整協議会の理解のもと、ダム下流域の河川環境の改善のため、洪水期間中に限り、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で一時的に貯留したものを活用するものであり、新たに利水者の取水量を制約するものではありません。	—		

公聴会で頂いたご意見

平成20年12月実施

頂いた方法	発言者	分類	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	整備計画(案)記載箇所	備考(意見形式)	備考
公聴会	公述人2番	利水	ここに一つ気がかりなことがございます。それは、古川への分派量の問題です。矢作古川はもともと矢作川の本流です。古川分派以降の下流の水利権は、矢作川には設定されておりません。矢作古川には、愛知県の河川整備計画委員会資料によりますと、許可・慣行水利権合わせて69件、8.6m ³ /sとございます。ホームページで確認をいたしました。矢作川基本方針の資料によれば、矢作川岩津地点の目標流量はおおむね7m ³ /sとされていますが、古川の8.6m ³ /sはカウントされておりません。矢作古川の水利権という生活のための水が、矢作川の維持流量を確保するために無視されるとは、おかしい話ではありませんか。住民懇談会では、分派堰建設後の古川分派量は1/10の濁水流量で0.8m ³ /sと伺いました。矢作古川の水利権などはどこへいつってしまったのでしょうか。民話に出てくる竜宮神社とその環境は、0.8m ³ /sで守れるのでしょうか。また、現在建設中の23号線の道の駅の向かいにあります八ツ面山、河川敷を一体化した公園の計画がございます。古川の水を利用して水路を引き、水車や魚と触れ合える自然豊かな公園が私の望みです。そこに、ため池のようなよんだ水を引けるでしょうか。今後30年後の河川を考えると伺っております。矢作古川分派堰は、矢作川本川の中に建設していただき、矢作古川の水利権を確保し、竜宮神社や河川公園の環境を守る。その一方、洪水の制御をし住民の生命と財産を守る。そういう分派堰の建設を切に望みます。	ご意見は矢作古川の河川管理者である愛知県と調整して行きます。	—		
公聴会	公述人1番	環境	矢作川には近年、カワヒバリガイという特定外来生物が多く見られ、生態系への悪影響、水利施設での通水障害、大量死による水質悪化、悪臭などの被害が出ています。この種のものこそ河川環境によくないと思われるので、河川に発生した原因調査を行うとともに、対策を講ずるべきであると思います。	外来種については侵入状況の調査を継続し、必要に応じて関係機関や地域住民及び住民団体等と調整・連携し駆除に努めます。	P3-10 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項		
公聴会	公述人4番	環境	矢作川の底と家下川の底と合わせるために、日名橋のところまで川が延びておりましたが、現状は現在の合流点より下流が使われておりませんので、その家下川を埋めていただいて、運動広場にしていただきたいと思っております。今、日名橋まで水辺の楽校ということで散歩コースがつくられておりますが、その散歩コース、運動コースを北野まで延ばしていただいて、生徒さんから一般大人まで利用できるように、私たちの健康を保つための運動広場ということで整備していただくと非常に助かります。非常に皆様にも便利がられておりますので、何とか整備をお願いしたいと思っております。	家下川の活用や水辺の楽校などについて施設の整備は河川占用户(自治体・団体等)が行いますので、国土交通省は高水敷造成等の基盤整備について、関係機関と調整・連携の上実施していきます。河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図ると共に、河川空間とまちの空間の融合が図られた良好な空間形成を目指す「かわまちづくり」に資する整備を実施します。	P3-11 3人と河川との豊かなふれあいの増進		
公聴会	公述人5番	環境	本日御説明いただきました整備計画でございますが、私は、基本的には治水、利水、河川環境、総合土砂管理、それぞれの面で大変よく練られたものだと思っております。この計画が順調に実施されることを期待しております。 ただ、欲を申しますと、治水に比べて河川環境に関しましては、少々具体性に欠けるのではないかと感じております。もし、河川環境が単なる題目で終わるようなことがございましたら、矢作川は矢作排水路というふうになってしまうのではないかと感じております。 竹林を伐採して広葉樹林を保全するとありますが、矢作川の河川に生い茂った竹林を伐採して広葉樹林に変えることは、治水の上でも河川林の豊かな生態系を維持する上でもとてもよいことだと思っております。ただ、国土交通省さんがやられることが多いのですが、竹林を重機で伐採しますと広葉樹林の芽も根こそぎ取ってしまうと、その後、好ましい生態系にはならないと考えております。やはり、竹林は手で1本1本切って、それで新しい広葉樹林を生やすべきだと思っております。このような竹林を伐採いたしまして、砂州の部分やヨシの部分、柳の部分、広葉樹の部分、雑草の部分など河道全体の植物の形態を設計しなければならぬと考えます。このような河川林を実現するためには、市民と行政の真の協働作業が不可欠であると思っております。	樹木の適正な管理を実施する際には、有識者や関係機関、地元関係者などのご意見を伺った上で実施していきたいと考えております。	—		

公聴会で頂いたご意見

平成20年12月実施

頂いた方法	発言者	分類	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	整備計画(案)記載箇所	備考(意見形式)	備考
公聴会	公述人7番	環境	2006年には豊川河口域、矢作川水系河口域のヤマトシジミの生息調査を行いました。矢作川では決して豊富とは言えないまでも、ヤマトシジミの漁業は継続的に続けられています。加えて河川の現状を見るに、矢作川には河川横断構造物がたくさん存在し、それらが川と海、海と森を分断しています。同じ河川横断構造物でも河口に近いほど生態系に与える影響は大きいと聞きます。できれば、最下流にある古川分派施設を撤去していただきたいと思っています。この構造物は泳力のある魚類は通過できるかもしれませんが、海水と淡水を分断するため、汽水性の貝類は、これ以上上流に生息域を広げることができません。撤去が可能ならば、河口部への人工干潟造成、葦原湿地造成は不要となり、自然が自然に再生を行ってくれるものと考えていますし、生物の多様性もボリュームも劇的に改善していくものと信じております。	一部の堰、床固め等河川横断工作物と河床低下が相俟って魚類の移動に支障が生じている区間については、関係機関と調整し魚道の設置、改良を行うことにより水域の連続性を確保し、魚類の移動性の確保に努めます。矢作川最下流にある堰については、何を示しているのか必ずしも明らかではありませんが、古川分派施設については、環境にも配慮した構造となるよう検討していきます。	P3-9 1 河川環境の整備と保全		
公聴会	公述人1番	総合土砂管理	土砂管理であります。現在1,500万立米を超える堆砂量と聞いております。計画的に掘削するとともに、土砂バイパス施設による恒久的な対策を実施するとありますので、新規水源開発を見送った以上、長期対策でなく早急に土砂バイパス施設を完成させるよう要望します。	土砂バイパス施設の建設については施設の規模、運用方法について検討が必要であり、施設の完成には時間を要することをご理解下さい。なお、現在の対策としては計画的に堆積土砂を掘削・浚渫しております。	P3-12 第4項 総合的な土砂管理に関する事項		
公聴会	公述人3番	総合土砂管理	矢作川水系河川整備計画(原案)では、矢作川の自然環境についてのさまざまな問題と、その解決方法に対して計画が示されていますけれども、私どもには、まだまだ矢作川の現状に対する問題の認識が甘いのではないかという感じがいたします。 自然生態系というものは、改正河川法で非常に重要であるというふうになっていますけれども、なぜそれが必要なのか。私たち人間は、川の水にすべてを頼っています。この川を守るのが森林です。森林がはぐくんだ川が健全であるならば、そこにはたくさんの在来の生き物がすめるはずで、今までの20世紀の中で、その自然生態系を損ないながら、自分たちだけに快適な暮らしを追求してきた人間は、今さまざまな観点でその自然生態系からのしっぺ返しを受けています。 こうした状況についてもっと危機感を持ち、現状に対する認識を深め、そして河川の直轄、国交省の直轄区間、あるいは矢作ダムという場所だけでなく山から海までの総合的な流域の中で、自然生態系を健全に保ち、矢作川の豊かできれいな水を利用し続けるのはどうしたらいいか、これを総合土砂管理という観点から改めて現実的なプランニングをしていただきたい。 そして、現在活動している流域住民の方々との協働、もしくはサポートということ視野に入れて実際に何ができるんだということを考えていただきたいと思っております。	矢作川の土砂管理に関しては、土砂生産域、ダム領域、河川領域、海岸領域における流砂系の健全化を図ることを目的に実施します。これにより、例えば矢作ダムでは恒久的な堆砂対策の検討を行っています。しかしながら、各領域での土砂動態や対策方法、対策の効果、影響については、十分な知見が得られていないものもあります。このため、学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関との情報の共有を図りつつ、モニタリングを実施し、経年的な土砂動態と環境変化の把握に努め、順応的な土砂管理を推進していきます。	P2-4 第4項 総合的な土砂管理に関する目標		
	公述人7番	総合土砂管理	ダム堤にたまった砂の三河湾内での有効利用については大賛成で、一日も早い本格的な事業化を5,304名、愛知県内すべての海の漁師並びに三河湾の漁業に関係するすべての者が熱望しております。 ダムの砂は、本来河口に向かって下り、干潟や浅場を形成する大切な構造物で、ダム堤内にあってはならないものだと考えています。ダムや河川の維持業務として、適宜、河口へ流下させる合理的な方法を確立して、実施していただきたいと願っています。鉄鋼事業者から排出される廃棄物を使った干潟、浅場造成案もありますが、三河湾の漁業者並びに一般消費者は、食の安全・安心の観点から、そして、ダムの延命の観点からも、ダム堆砂の活用を第1に考えています。どうか、実現に向けた取り組みを一日も早く行っていただきますよう、よろしく願いいたします。	総合的な土砂管理の観点から、矢作川の土砂生産域、ダム領域、河川領域、海岸領域における流砂系の健全化を図るため、関係機関と調整・連携を図って総合的な土砂管理を推進します。土砂管理の推進にあたり、必要に応じて学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関等の情報の共有をはかりつつモニタリングを実施します。	P2-4 第4項 総合的な土砂管理に関する目標		

公聴会で頂いたご意見

平成20年12月実施

頂いた方法	発言者	分類	頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	整備計画(案)記載箇所	備考(意見形式)	備考
公聴会	公述人4番	維持管理	地域住民、生徒さん、600人ほど出て、家下川に生えている竹、雑木、雑草、バラ、つるなどを刈りまして、倒しまして、大変きれいにしました。まだまだ足りませんが、そういった自分らの川ということで、自分らできれいにしようということで、活動してきております。国の力で少しでも早く皆さんに喜んでいただける川になるように、お願いしたいと思っております。	河川清掃にご協力頂きありがとうございます。 矢作川のより良い河川環境を実現していくため、地域住民等と調整・連携すると共に、協働による河川清掃活動等、地域住民などの自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となった河川管理を推進していきます。	P3-21 2 地域と連携した取り組み		
公聴会	公述人1番	その他	日本の農業は食料自給率の低迷、農業用機械への投資、環境問題への対応、担い手の確保など、難しい状況下にあります。私ども土地改良区は農業事情の厳しい中、どのように組合員負担の軽減を行うか、また、地域環境活動などを通じ、都市化の進んだ農家と住民がいかに調和し、生産の基盤である農地と水を守り、安心・安全な食料をいかに供給するか、努力しているところであります。そのためには、誰もが納得し活動に賛同できる矢作川水系河川整備計画を策定し、流域住民がどこよりも誇れる矢作川水系を実現すべきであると考えます。	ご意見ありがとうございました。住民の方に納得して頂けるよう、今後も情報の共有や公開に努めて参ります。	—		
公聴会	公述人6番	その他	今回、国土交通省はかねてから実施計画を進めてきました上矢作ダム整備を見送ると、今年の8月下旬に国交省から建設中止見直しの話がありました。決まった今、三十数年の遅れを取り戻し、安定した生活を送りたく下記の事項を要望いたします。 国道418号線は、早期改良について達原住民は三十数年の長きにわたり、ダム建設に向け協力してきましたが、中止となった今、横道地区から長野県境までは特に道路が狭く、他県からの自動車の交通量が多く、すれ違うのもなかなか困難でございます。車が出会えば、20mも30mも下がらなければすれ違いができない場所があります。通学、通勤で大変苦勞し、生活道路である国道418号線の早期改良をしていただきたい。 山腹崩壊地の整備について、平成12年の恵南豪雨により、山腹は大きく崩壊し、大災害となり、復旧が行われていたましたが、まだまだ雨が降れば河川が濁ることがあります。集中豪雨により、再度の被災を防ぐために、崩壊地の植栽をお願いしたいと思っております。 木は、地球環境を守ると言われ、山を守るための林道の整備もお願いしたいと思っております。	上矢作ダムにつきましては、平成5年実施計画調査に着手以降、地域の皆さまのご理解とご協力を得つつ、水文観測、地質調査、環境調査等を進めてまいったところですが、この度、矢作川河川整備計画の策定にあたり、整備計画の目標とする平成12年9月洪水(東海(恵南)豪雨)の対応として、河道改修と矢作ダムの有効活用によることとし、上矢作ダムの実施計画調査については「見送る」こととしております。 長きにわたり、上矢作ダム計画が地域の皆さまの生活に少なからず影響を与えてきたことにつきましては、豊橋河川事務所としても十分認識をしているところです。 その一方で、恵那市旧上矢作町をはじめとする矢作川上流域は、矢作川の貴重な水源地域として、今後も引き続き良好な環境が保たれることが肝要と考えており、森林保全や水質保全、さらには地域の活性化などについて、河川管理者としても関係機関などへ必要な働きかけや協力をしてまいりたいと考えています。 矢作川河川整備計画におきましても、流域圏一体化の取り組みとして、①住民・関係者の連携強化、②流域圏住民の啓発活動、③行政と住民が連携した調査・研究の充実、④河川を中心とした社会基盤形成及び地域の活性化、に関する事項を盛り込んでおり、引き続き、流域の関係機関、団体、住民の皆様と協働し、様々な活動にできるかぎり協力するとともに、今後も地域の安心・安全を確保するために鋭意努力していく所存ですので、皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	—		